

浜松市立与進幼稚園 重要事項説明書

〈令和7年4月1日 現在〉

1 運営主体

名称	浜松市
代表者氏名	浜松市長 中野 祐介
所在地	浜松市中央区元城町103番地の2
電話番号	053-457-2117（こども家庭部 幼保運営課）

2 幼稚園の概要 【運営規程 第1条 施設の名称等】

名称	浜松市立与進幼稚園
所在地	浜松市中央区市野町2404番地の1
電話番号	TEL 053-421-1442 FAX 053-421-1442
開設年月日	昭和25年 4月 1日
敷地面積	3,300 m ²
建物	鉄筋コンクリート 2階建 延べ床面積 3,000 m ²
施設の内容	保育室：6室 保育室 3 預かり保育の部屋 1 子育て支援の部屋・絵本の部屋 1 発達支援の部屋 1 遊戯室： 1室 その他： 職員室、教材室（2）、機械室、幼児用トイレ 職員トイレ、体育器具庫、雑庫（4）、 屋外プール、外用トイレ

3 施設の目的及び運営方針 【運営規程 第2条 施設の目的及び第3条 運営の方針】

目的	○学校教育法に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、就学前の子供に幼児教育を提供すること。
運営方針	○ 教育基本法、学校教育法及び子ども・子育て支援法、その他の関係法令並びに関係条例を遵守します。 (1) 学校教育法や教育要領に基づき県の重点「有徳の人」の育成と第4次浜松市教育総合計画で謳われている教育の理念を踏まえ、園児と地域の実態に即した温かさのある園経営に努めていきます。 (2) 「全園児を全職員で」を合言葉に職員集団が連携し、子供たち一人一人がその子らしく輝けるように、子供の内面理解と個々に寄り添った支援・指導に努めていきます。 (3) 環境を通して行う毎日の保育を、丁寧に積み上げていくことを大切にし、しなやかな体づくりと何でもやってみようとする意欲や自分で考えて行動しようとする態度を育てていきます。

	(4) 同年齢・異年齢の友達や様々な人々と関わる経験を重ねる中で、人と関わる力や自分の思いを言葉に表し伝える力、道徳性の芽生えを培い、心育てにつなげていきます。 (5) 子供の特性や発達課題に応じて、より細やかな支援を進めるため「発達支援の部屋」の個別支援保育とも連携して行っています。 (6) 職員一人一人のもつ保育スキルやアイディアを活かし合い、互いに保育力を磨き、学び合う教員集団をめざしていきます。 (7) 『うちの子よその子みな宝』 家族のように温もりあふれる保護者支援に努めていきます。
--	---

4 提供する特定教育・保育の内容 【運営規程 第4条 提供する特定教育・保育の内容】

(1) 内容について

内容	<園目標> だいすきがいっぱい 一人一人が輝いて ～できる できる きっとできる ～ おひさまだいすき ① 基本的生活習慣の定着と心地よい暮らしの確立 ・発達に即した基本的な生活習慣の定着をめざし、個々に応じた丁寧な働きかけをする。 ・与進幼稚園での生活の仕方の押さえを確認し合いながら、職員間で共通理解を図り、心地よい生活づくりを進める。 ② 戸外遊びを中心とした体づくりの推進 ・砂、土、泥、水や自然の草花等の素材に全身で関わり、存分に楽しめる環境づくりを工夫する。 ・学年に応じた様々な運動遊びを繰り返し楽しめるようにする。 ・わんぱくタイムの活動内容の充実を図り、異年齢交流にもつなげる。 ③ 季節や自然を感じられる意図的な遊びの設定 ・花や野菜の栽培活動（花育・食育）や生き物の飼育を、学年に応じて、計画的・継続的に取り組み、興味関心を膨らめて心育てにもつなげる。 ・広大な園庭内の自然（草花・虫・木々の葉・どんぐり・きんかん・みかんなど）に目を向けられるよう教師自身も見る力をもち、発見を子供たちに伝える。 ・季節の変化（風・氷・霜柱・青い空・雲のかたちなど）に気付き、季節の移り変わりを感じながら遊びを楽しめるよう意識して生活する。
----	--

ともだちだいすき

① 人やものや出来事に関わる力を育む

- ・様々な友達（同年齢・異年齢）との関わり合いの中で、心の成長に必要な様々な感情体験や葛藤体験を味わう場をたくさん重ねる。人と関わる中で喜びや悲しみに共感し合い、思いやりの心を育てる。
- ・社会的生活習慣（ルールやマナー、けじめある態度、我慢、譲り合い）を子供自身が必要と感じて身に付けていけるよう、繰り返し丁寧に指導し、自立につなげる。
- ・行事（遠足・運動会・生活発表会等）を通して、友達と一緒にいう喜びやわくわく感を共有していけるようにしていくと同時に、規範意識や協調性を育む。

② 明るいあいさつ 元気な返事の励行

- ・友達や先生とあいさつを交わし合ったり、応答性のある受け答えをし合ったりできるように、大人が模範を示し働き掛ける。
- ・「ありがとう」「ごめんね」「入れて」「いいよ」などの他者と関わる際に大切な言葉や、マナーとして必要な言葉が使えるようになるよう繰り返し伝える。

④ 学級の仲間を意識できる、振り返りの充実

- ・遊びの後の振り返りでは、子供たちの意見を引き出すような声掛けをし、「もっとこうすればよくなる。」「ここがいけなかった。」「こういうものがあればいい。」など話し合うことで、友達がいてよかった、仲間がいるから頑張れるなど、学級の仲間を意識して生活できるよう心掛ける。

◎あそびがだいすき

今年度の重点項目

○五感を働かせ、自分から主体的に関わっていけるような直接体験や自然体験を取り込み、豊かな感性や考える力、判断する力、表現する力を育てていくと同時に、主体性を育む援助・指導に努力する。

① 自ら環境に関わり遊びを楽しむ保育の追求

- ・常に子供の声に耳を傾け、心と体が動き遊びたくなるような意図的な環境の計画と準備を行い、主体的に遊びに関わる姿につなげる。
- ・子供たちが「楽しかった。」「また明日も幼稚園に行きたい。」と感じられるような遊びが展開できるよう、園内研修を中心に、教師同士で学び合う。

② 子供たちが心豊かに自己発揮する「楽しい保育」

- ・遊びの中で歳児の発達はもちろん、個々の発達段階にも着目した自己発揮する場を大切に受け止め、教師も共に共感をする。
- ・様々な環境の中で、その子がその子らしく（自分らしく）発揮でき自信につながるような遊びの提案を行う。

③ 考える、試す、工夫する活動の意図的な遊びの設定

- ・自ら遊びに関わり、その中で「なんでだろう」「不思議だな」「こう

	やってみよう」など心を動かし夢中になって遊び込む環境を設定する。 ④ 聞く・話す・伝え合う活動の推進（主体的・対話的で深い学び） ・遊びの後や、降園時前の振り返りの時間の充実を図る。 ・友達や先生の話に耳を傾ける（＝聞く態度）を身に付け、同時に自分の思いや考えを伝えていける場、友達の言葉に共感し合えるような場を意識的に設ける。 家庭や地域に支えられて ① 園での様々な取組を通じて、家庭の教育力向上を図る ○保護者との日々のコミュニケーションを大切にして、保護者と教師が信頼の絆を結んでいく努力と、子供の成長を見る目や自立を助ける関わり方など、共に考えながら楽しくなる子育ての応援をする。 ・早寝、早起き、朝ご飯の推奨と排便の意識付けをし、生活リズムを整えていくよう働きかける。 ② 地域の人々との交流 トウモロコシの収穫 お茶会 和菓子作り職人「まるかわさん」との交流・みたらし団子作り ペットボトルでマイ植木鉢を作っていちごの苗育て ③ 長上地区の自然や施設設備の活用 ・安間川の四季の自然 ・熊野神社・大歳神社の施設と自然 ・与進小学校の校庭 ・与進北小学校までの道のり
--	--

（２）昼食について

実施方法	・月、水、木曜日は、手作り弁当を持参する日 ・ＰＴＡ委託昼食は、週２回実施（原則火曜日、金曜日）
アレルギー等への対応	○アレルギーが疑われる場合は、園に申し出てください。 「学校生活管理指導表」を幼稚園に提出していただき、個別にご相談の上、除去可能なものは除去食・代替食で対応します。 ※詳しくは別途配布する通知をご覧ください。

５ 利用定員 【運営規程 第５条 利用定員及び学級編制】

利用定員 １２０ 人

6 職員の職種、員数及び職務の内容

【運営規程 第6条 職員の職種、員数及び職務の内容】

職種	員数	職務の内容
園長	1	運営管理
園務上の主任	1	園長の補佐及び幼児の保育
教諭	7	幼児の保育
預かり担当教諭	1	預かり保育利用児の保育
「発達支援の部屋」 担当者	2	「発達支援の部屋」の対象児の支援
キッズサポーター	6	発達支援、外国人支援、預かり保育補助
園務員	1	園務業務の補助
園医、園歯科医、園薬剤師	各 1	健康管理に関する指導、検査

7 教育日・教育時間及び休園日 【運営規程 第7条 特定教育・保育を行う日及び時間等】

教育日	月曜日から金曜日まで
教育時間	午前8時30分から午後2時00分まで
預かり保育の 実施状況	月曜日から金曜日まで：午前7時30分から午後6時30分まで (※教育時間を除く) 長期休業中：午前7時30分から午後6時30分まで (※実施除外期間あり)
休園日	土曜日、日曜日、国民の祝日、夏季休園日、冬季休園日、学年始休業日、学年末休業日、その他園長が必要と認める日

※園の日課、行事、その他やむを得ない理由により、変更することがあります。

8 保護者の負担について 【運営規程 第8条 利用者負担その他の費用の種類等】

(1) 使用料（保育料）

子ども・子育て支援法の一部改正（令和元年10月1日）により、使用料（保育料）は無償化の対象になり、使用料（保育料）の徴収は行いません。

(2) 実費徴収

項目	内容、負担を求める理由、目的等	金額
体操服・個人持ち用品代等	個人所有の用品として保育活動で使用	実費
月刊絵本代	個人所有の絵本として保育活動で使用	月額 450 円
教材費	個人の教材として保育活動で使用	月額 450 円
日本スポーツ振興センター 共済掛金保護者負担金	園管理下での怪我に対応する保険の加入	年額 200 円

園外保育バス代 (遠足のバス代を含む)	園外保育のバス代として	年少・年中 1,700円 程度 年長 5,500円 程度
------------------------	-------------	---------------------------------

※実費徴収を行うときは、あらかじめ書面でその内容をお知らせします。

※外注昼食に関しては、取りまとめをPTAが行っています。外注昼食を希望する場合は、月2,700円程度をPTA外注昼食担当が徴収します。副食費が免除になる園児については、外注昼食費の副食費相当分を保護者の申請により給付します。

※PTA会計に関しては、別途PTAから御案内があります。

(3) 預かり保育料

教育保育給付1号認定のみの場合、利用料は下記区分の利用回数に応じて決定します。

(例)

利用区分	利用料
午前7時30分～開園時刻	100円／回
降園後～午後4時30分	150円／回
午後4時30分～午後5時30分	100円／回
午後5時30分～午後6時30分	100円／回

※ただし施設等利用給付2号認定（新2号認定）の場合は、利用料は無料です。

※預かり保育料は、施設等利用費として法定代理受領の対象となります。

※納付期限：利用月の翌月末日

9 利用の終了に関する事項 【運営規程 第9条 利用の開始及び終了に関する事項等】

(1) 教育の提供の終了

以下の場合に該当するときは、教育の提供を終了します。

- ① 園児が小学校に就学したとき
- ② 保護者が法に定める教育・保育給付認定要件に該当しなくなったとき
- ③ その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

(2) 退園または転園の手続き

保護者は、当園を退園または転園しようとするときは、事前に園長に申し出て、退園届を提出するものとします。

10 緊急時等における対応方法 【運営規程 第11条 緊急時等における対応方法】

対応	危機管理マニュアルに基づき対応します。
関係機関	警察署：長上交番

連絡方法及び 対応、措置	・園児に病状急変や事故等の緊急事態が発生した場合には、速やかにあらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡するとともに、嘱託医への連絡や緊急度に応じて救急車の手配など必要な措置を講じます。 ・園で緊急事態が発生した場合に、緊急連絡網等で対応についてお知らせするとともに、市や警察署その他関係機関との連携を図ります。
-----------------	---

1 1 非常災害対策 【運営規程 第12条 非常災害対策】

対応	危機管理マニュアルに基づき対応します。
関係機関	消防署：上石田出張所
避難訓練	毎月1回程度実施します。
避難場所	第1次避難場所：与進幼稚園 園庭 第2次避難場所：与進小学校 校庭
連絡方法及び 引き渡し	・自然災害発生及び警報発表・避難情報発令時に関して、「自然災害発生及び警報発表・避難情報発令時に伴う園の対処」により対応します。 ※別途配付する「自然災害発生及び警報発表・避難情報発令時に伴う園の対処（家庭用資料）」をご覧ください。

1 2 虐待の防止について 【運営規程 第13条 虐待の防止のための措置に関する事項】

園児の人権の擁護及び虐待防止のため、関係機関と連携を図るなど、体制の整備を行います。

1 3 保険に関する事項

園の管理下において起こった事故等に備えて、以下の保険に加入いただくよう協力をお願いしています。

保険の名称	日本スポーツ振興センター災害共済給付
保険の内容	幼稚園の管理下で生じた負傷、疾病、傷害、死亡のうち、条件を満たす療養費等への給付・見舞金

※詳しくは、別途配布する「日本スポーツ振興センターへの加入について」をご覧ください。

1 4 守秘義務及び個人情報の取り扱いについて 【運営規程 第14条 秘密保持等】

- (1) 園長及び職員は、正当な理由がなく業務上知り得た個人情報を第三者に漏らしません。
- (2) 園児の卒園又は転・退園、その他必要な場合には、小学校や他の関係機関等における教育・保育が円滑に行われるよう、園児に関しての必要な情報を小学校等に提供します。
- (3) 緊急時に病院その他関係機関へ情報提供を行うことがあります。
- (4) 以下の情報は、教育・保育給付認定・給付事務及び教育の提供に必要な範囲に限って使用します。

- ① 園児及び園児の世帯の情報
- ② 副食費の免除対象に関する情報
- ③ 使用料（保育料）の金額等の情報

1 5 要望・苦情等に関する相談窓口等 【運営規程 第15条 苦情への対応】

相談窓口	・窓口担当者： 園長 ・利用時間： 午前8時から午後4時30分まで ・電話番号： 053-421-1442 ・FAX： 053-421-1442
------	---